

○木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

令和4年4月1日告示第112号

改正

令和5年4月1日告示第144号

令和5年8月14日告示第270号

令和6年4月1日告示第147号

令和7年4月1日告示第142号

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に定める市内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅含む。以下同じ。）に次に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令に準拠し導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 電気自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車
- (6) V2H充放電設備
- (7) 集合住宅用充電設備

2 補助対象設備の要件は別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 市が補助する補助対象設備を導入する住宅は、別表第2の補助対象設備ごとの要件を満たすもののとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を

実施し、かつ別表第3の共通要件及び別表第4の補助対象設備ごとの要件を満たす者とする。

ただし、木更津市暴力団排除条例（平成24年木更津市条例第5号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員を除く。

（補助対象経費と補助金の額）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表第5に示すものとし、補助金の額は別表第6のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金をあてる場合にあっては更に当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金は家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムにあっては、一の住宅に1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない

（1） 過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合

（2） 過去に補助金の交付を受けて設置した設備について、別に定める期間を経過し、交換又は増設する場合

4 補助金は窓の断熱改修及びV2H充放電設備にあっては、一の住宅に1回（個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては1戸に限り1回、マンション管理組合による窓の断熱改修にあっては1棟に限り1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。

5 補助金は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、申請者ひとりに付き1回に限り交付する。

6 補助金は、集合住宅用充電設備にあっては、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事に付き1回に限り交付する。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、別表第7及び別表第8に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象設備が電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は集合住宅用充電設備である場合に限っては、着手後の提出でも差し支

えない。

- 2 前項に定める補助事業の着手は、補助事業を実施する者が居住の用に供するために、未使用の家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された住宅を取得する場合にあっては当該住宅の引渡しとし、その他の場合にあっては、補助事業に係る工事等の着手とする。

（交付等の決定）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、第6条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書（別記第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更により補助金の増額を申請することはできない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認を決定するとともに、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の導入を中止しようとするときは、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書（別記第5号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の完了の日から30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日（閉庁日の場合はその後の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（別記第6号様式）に別表第9及び別表第10に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査等を行うことにより内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事

業補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日（閉庁日の場合はその後の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産の管理）

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（別記第9号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、別表第11のとおりとする。

3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（別記第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による承認通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができ

る。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第17条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）補助金の補助金の交付を受けた者は、補助対象設備を設置した日又は補助対象設備が設置された建売住宅の引渡しを受けた日の属する月の翌月から1年間、1月ごとに、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業使用状況報告書（別記第12号様式）にその使用状況を記録し、市長の定める日までに提出するものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(木更津市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱の廃止)

2 木更津市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱（平成23年木更津市告示第253号）は、廃止する。

別表第 1（第 2 条第 2 項）

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するに当たり、国が令和 5 年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1 室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること ※室とは、壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られている空間をいう（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。）。 補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等、キッ

	チン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等 ※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。 ※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。 ※マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。
電気自動車	電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車車検証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車車検証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 （1） 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初年度登録車を除く。）であること。

	(2) 自動車車検証の使用の本拠の位置が、木更津市内の住所であること。 (3) 自動車車検証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 (1) 申請者が補助金の交付を受けるにあたり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初年度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、木更津市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
V2H充放電設備	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされて

	いるものであること。
集合住宅用充電設備	集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。 (1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (2) 普通充電設備 漏電遮機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。 (4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。 (5) 充電用コンセントスタンド (4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

別表第2（第3条）

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在す

ム)	る住宅。 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅。 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 (2) 次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅。 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。
窓の断熱改修	(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。 (2) 次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在す

	る住宅。 イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。 ウ 補助事業を実施する者が管理する、市内に所在する共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）。
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	（１） 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 （２） 市への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。 （３） 別表第６において、住宅用太陽光発電設備及びＶ２Ｈ充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までにＶ２Ｈ充放電設備を設置していること。 なお、Ｖ２Ｈ充放電設備は、新設・既設を問わない。
Ｖ２Ｈ充放電設備	（１） 市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。 （２） 次の各項のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅。 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市

	内に所在する住宅。
集合住宅用充電設備	(1) 既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。 (2) 別表第6において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、市への実績報告の日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。

別表第3（第4条第1項）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第2条第1項に掲げる全ての補助対象設備	(1) 市に納付すべき税を滞納していないこと（リース事業者を含む。）。 (2) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）。 (3) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。 ア リース期間が第14条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。 イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

別表第 4（第 4 条第 1 項）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム※	（１） 市内に住所を有する個人であること。（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。） （２） 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 （３） 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、木更津市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。 ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、別表第 1 1 に記載のある財産処分制限期間を経過し、これを交換し、又は増設するに当たって、新たに補助対象設備を設置する場合は、この限りではない。
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表第 2 「窓の断熱改修」の（２）ア又はイに該当する場合 （１） 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。 （２） 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 （３） 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、木更津市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交

	付要綱に基づく補助を受けていないこと。
	補助対象設備を導入する住宅が、別表第2「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合 (1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。 (2) 補助対象設備を設置するマンション等において、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1) 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。 (2) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
V2H充放電設備	(1) 市内に住所を有する個人であること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。 (2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。 (3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。
集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。 (2) 補助対象設備の設置に当たって、国が実施するクリーン

	エネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。 (3) 同一の工事において、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。
--	---

※定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。

別表第5（第5条第1項）

設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費

V 2 H 充放電設備	V 2 H 充放電設備本体の購入費
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費

別表第 6 （第 5 条第 1 項）

補助対象設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	上限10万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 7 万円
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表第 2 「窓の断熱改修」の (2)ア又はイに該当する場合 補助対象経費×1／4 (上限 8 万円)
	補助対象設備を導入する住宅が、別表第 2 「窓の断熱改修」の (2)ウに該当する場合 補助対象経費×1／4 (上限 8 万円×改修を行う戸数)
電気自動車・プラグイン ハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV 2 H 充放電設備を併設する場合 上限15万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限10万円
V 2 H 充放電設備	補助対象経費×1／10 (上限25万円)
集合住宅用充電設備	住民のみ充電設備を利用可能な場合

(急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド)	設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額×1／3 (上限50万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあっては、その口数))
	住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額×2／3 (上限100万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあっては、その口数))

別表第7 (第6条第1項)

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
第2条第1項に掲げる全ての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要(様式第1号別紙1) (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し(補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し) (3) 貸与料金の算定根拠明細書(様式第1号別紙2)※ ※補助対象設備の導入をリースで行う場合に限り必要。 (4) 市税の滞納がないことを証する書類 (5) 法人に係る登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し※ ※補助事業を実施する者が法人である場合に限り必要。 (6) その他市長が必要と認める書類

別表第8（第6条第1項）

補助対象設備の種類	交付申請書の添付書類
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放電設備	（1） 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し （2） 補助対象設備の設置予定図面 （3） 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
窓の断熱改修	（1） 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し （2） 補助対象設備の設置予定図面（平面図、立面図） （3） 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 （4） マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類、マイナンバーカード、住民票等）の写し※ ※補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。 （5） マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証及び、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し ※ ※補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要。
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し (2) 補助対象設備の設置予定図面 (3) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真 (4) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し (5) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類、マイナンバーカード、住民票等）の写し※ ※補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。 (6) 申請者個人の本人確認書類（免許証、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類、マイナンバーカード、住民票等）※ ※補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。 (7) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し
-----------	--

別表第9（第10条第1項）

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
第2条第1項に掲げる全ての補助対象設備	(1) 補助対象設備の概要（第6号様式別紙） (2) 補助対象設備の設置費等の支払を証する書類・内訳書の写し※ ※補助対象設備の導入をリースで行う場合は不要。

	(3) 住民票の写し※ ※補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。(補助対象設備が集合住宅用充電設備である場合は除く。) (4) その他市長が必要と認める書類
--	--

別表第10 (第10条第1項)

補助対象設備の種類	実績報告書の添付書類
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「定置用リチウムイオン蓄電システム」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し※ ※窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。 (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「窓の断熱改修」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真(保管場所において撮影した写真) (2) 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表第2「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類

	(3) 自動車検査証記録事項の写し (4) 別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
V2H充放電設備	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2「V2H充放電設備」の(1)に掲げる要件を満たすことを証する書類
集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (2) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し

別表第11（第14条第2項）

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年

V 2 H充放電設備	5 年
集合住宅用充電設備	5 年

別記
第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象設備の種類 ※該当設備に☑	☐ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム ☐ 窓の断熱改修 ☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ V 2 H 充放電設備 ☐ 集合住宅用充電設備
補助対象設備を導入する住宅等の所在地	
補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
補助対象設備を設置する建物等の種類別 ※窓の断熱改修は 1 のみ	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取得する。 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 （2、3 の場合 入居予定 年 月）
補助対象設備を設置する住宅等の所有者氏名	
※申請者と所有者が異なる場合は下記に所有者の署名をお願いします。（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く。） 私は、私の所有する住宅に補助金申請者が木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。	

(交付申請書の添付書類)

【共通】

- ☐ 補助対象設備の概要（別記第1号様式別紙1）
- ☐ 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し）
- ☐ 貸与料金の算定根拠明細書（別記第1号様式別紙2）※¹

※1 補助対象設備の導入をリースで行う場合に限り必要。

- ☐ 市税の滞納がないことを証する書類（リース事業者を含む。）
- ☐ 法人に係る登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し※²

※2 補助事業を実施する者が法人である場合に限り必要。

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H充放電設備】

- ☐ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- ☐ 補助対象設備の設置予定図面
- ☐ 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

【窓の断熱改修】

- ☐ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し
- ☐ 補助対象設備の設置予定図面（平面図、立面図）
- ☐ 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- ☐ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類、マイナンバーカード、住民票等）の写し※¹

※1 補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。

□ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し※²

※2 補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要。

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】

□ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

【集合住宅用充電設備】

□ 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

□ 補助対象設備の設置予定図面

□ 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

□ 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し

□ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類、マイナンバーカード、住民票等）の写し※¹

※1 補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。

□ 申請者個人の本人確認書類（免許証、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類、マイナンバーカード、住民票等）※²

※2 補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。

□ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し

別記第1号様式別紙1

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能		☐ あり
事業期 間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII登録年月日		
蓄電容量（kWh）		
住宅用太陽光発電設備		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○
県の補助金との関係 ※リースの場合のみ		☐ 県が実施する補助金の交付を重複して申請するものではありません。
事業期 間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

3 窓の断熱改修

メーカー名		
SII/北海道環境財団登録番号		
製品名		
事業期 間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
改修を行う戸数 ※マンション管理組合による申請の場合のみ記入すること。		戸
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

く。	
補助対象経費の4分の1 (1,000円未満切り捨て)	円

4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○ ☐ 発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に ☒		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○ ☐ なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車等		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)		円

6 集合住宅用充電設備

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
メーカー名		
型式		
充電設備の住民以外の利用		☐ あり ☐ なし
事業期 間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあつては、その口数)		基 (口)
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額		円
(住民以外の利用ありの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額の3分の2 (住民以外の利用なしの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額の3分の1 (1, 000円未満切り捨て)		円

別記第 1 号様式別紙 2

貸与料金の算定根拠明細書

木更津市長

様

リース事業者 住 所
名 称
代表者職・氏名
電 話 番 号

リース先 住 所
氏 名
電 話 番 号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間（月数）	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		木更津市 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a) + (b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金

が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。

- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上で

あること。

- 木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象

設備を購入する契約となっていること。

第2号様式（第7条）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

木更津市指令第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助対象設備の種類

2 決定区分
交付（不交付）

3 交付決定額

円

4 交付の条件（不交付の理由）

工事を完了した日もしくは建売住宅の引越しを受けた日から30日以内または年 月 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

5 協力の義務

市長から設置効果に関する資料の提供を求められたときは、これに協力してください。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第8条第1項）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって補助金の交付決定のあった補助対象設備について変更したいので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更する補助対象設備の種類

2 変更の理由

第4号様式（第8条第2項）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書

木更津市指令第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の変更については、下記のとおり承認（不承認）としたので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 変更する補助対象設備の種類

2 決定区分

承認（不承認）

3 承認による交付決定額

円

4 交付の条件（不承認の理由）

工事を完了した日もしくは建売住宅の引越しを受けた日から30日以内または年 月 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第9条）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって補助金の交付決定のあった木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記の理由により取り下げたいので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

1 取下げする補助対象設備の種類

2 交付決定額

円

3 取下げの理由

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた補助対象設備の導入が完了したので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助対象設備の種類	
補助金交付決定額	円
工事完了日 ※電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあっては自動車検査証の登録日	年 月 日

下記を確認し、該当するものに☑

☐ 補助対象設備は未使用品（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあっては新車）である。
☐ 補助対象設備は各法令、制度、手続等に準拠し、設置等されている。

（実績報告書の添付書類）

【共通】

- ☐ 補助対象設備の概要（第 6 号様式別紙）
- ☐ 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類・内訳書の写し※¹

※ 1 補助対象設備の導入をリースで行う場合は不要。

- ☐ 住民票の写し※²

※ 2 補助事業を実施する者が個人である場合に限り必要。（補助対象設備が集合住宅用充電設備である場合は除く。）

- ☐ その他市長が必要と認める書類

【家庭用燃料電池システム（エネファーム）】

- ☐ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真

- ☐ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

【定置用リチウムイオン蓄電システム】

- ☐ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- ☐ 補助対象設備を設置する住宅が要綱別表第2「定置用リチウムイオン蓄電システム」の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類

【窓の断熱改修】

- ☐ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し※
※ 窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。
- ☐ 補助対象設備を設置する住宅が要綱別表第2「窓の断熱改修」の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類

【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車】

- ☐ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真）
- ☐ 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が要綱別表第2「電気自動車、プラグインハイブリッド自動車」の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類
- ☐ 自動車検査証記録事項の写し
- ☐ 要綱別表第6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類

【V2H充放電設備】

- ☐ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- ☐ 補助対象設備を設置する住宅が要綱別表第2「V2H充放電設備」の（1）に掲げる要件を満たすことを証する書類

【集合住宅用充電設備】

- ☐ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ☐ 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- ☐ 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し
- ☐ 上記の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し※

※ 一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合に限り必要。

- ☐ 要綱別表第6において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真

第6号様式別紙

補助対象設備の概要

1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名	
品名番号（発電ユニット）	
品名番号（貯湯ユニット）	
製造番号	
発電出力（kW）	
工事完了日	年 月 日
停電時自立運転機能	☐ あり
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

2 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	
SII登録年月日	
製造番号	
蓄電容量（kWh）	
工事完了日	年 月 日
住宅用太陽光発電設備	☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○
県の補助金との関係 ※リースの場合のみ	☐ 県が実施する補助金の交付を重複して受けるものではありません。
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

3 窓の断熱改修

メーカー名	
SII/北海道環境財団登録番号	
製品名	
既存住宅への設置	☐ 設備の設置工事着工日は、設置する住宅の建築工事完了日以降である。
工事完了日	年 月 日
改修した戸数 ※マンション管理組合による実績報告の場合のみ記入すること。	戸
補助対象経費	円

※消費税及び地方消費税を除く。	
補助対象経費の4分の1 (1,000円未満切り捨て)	円

4 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		
住宅用太陽光発電設備		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○ ☐ 発電した電気を電気自動車等に充電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に ☒		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○ ☐ なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

5 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車等		☐ あり（新設・既設） ※該当するものに○
工事完了日		年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)		円

6 集合住宅用充電設備

マンション等の名称	
マンション等の所在地	
メーカー名	
型式	
充電設備の住民以外の利用	☐ あり ☐ なし
工事完了日	年 月 日
設置した充電設備の基数 (複数口の充電設備にあっては、その口数)	基 (口)
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円
国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額	円
国の補助金の変更の申請	☐ あり ☐ なし
(住民以外の利用ありの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額の3分の2 (住民以外の利用なしの場合) 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額の3分の1 (1, 000円未満切り捨て)	円

第7号様式（第11条）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書

木更津市達第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助対象設備の導入に係る補助金については、下記のとおり確定したので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 補助対象設備の種類

2 交付確定額

円

3 協力の義務

市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力してください。

第 8 号様式（第 1 2 条）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所
氏名

印

電話番号

年 月 日付け木更津市達第 号をもって確定通知のあった木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助対象設備の種類

2 請求額

¥ 円

3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第9号様式（第14条第1項）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付決定を受けた設備について、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により下記のとおり処分の承認を申請します。

記

処分する設備 ※該当するものに ☒	☐ 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム ☐ 窓の断熱改修 ☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ V 2 H 充放電設備 ☐ 集合住宅用充電設備
処分の方法 ※該当するものに ☒	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 交換 ☐ 貸与 ☐ 担保 ☐ 破棄 ☐ 移設 ☐ その他（ ）
処分の時期	年 月 日（から 年 月 日まで）
処分の理由	※具体的に記述してください。
処分の条件	※処分によって収益があった場合は、その額を記載してください。

第10号様式（第14条第3項）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書

木更津市指令第 号
年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

記

1 決定区分
承認（不承認）

2 承認の条件（不承認の理由）

3 納付額

円

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 1 号様式（第 1 5 条第 2 項）

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書

木更津市指令第 号
 年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付け木更津市指令第 号をもって交付決定した木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 1 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 取消した補助金の額

円

2 取消後の補助金の額

円

3 取消の内容とその理由

第12号様式 (第17条)

木更津市住宅用設備等脱炭素化促進事業使用状況報告書

年 月 日

木更津市長 様

住宅用設備の使用状況について、下記のとおり報告します。

記

1 報告者

2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）における電気使用量、ガス使用量

[illegible]